

## 日本歯科医師会会費免除申請について

標記について今年度の日本歯科医師会会費免除申請の受付について通知がございました。

同規程により出産・育児で就業が制限された女性会員について当該乳児が1歳の誕生日を迎える年の12月末までの申請で一年分に限り会費が免除され、傷病により会費納入が極めて困難な会員については診断書（なお、診断書に記載される傷病は免除申請の前年度又は申請年度中に発症、または現在も療養中のもので、且つその発症日が診断書に必ず記載されている必要があります）及び前年における控除前総所得額300万円未満を示す課税証明書等（不動産所得や譲渡所得などがある場合は確定申告書なども）の提出を以って、課税証明書に示された年の4月以降の年度から翌々年分までのいずれか一年度分の会費を免除する事となります。

申告はいずれも9月から12月末日迄に東京都歯科医師会と通じて行う事となっておりますので、該当会員がございました場合、下記の書類を本会へ提出願います。なお、本会への提出は日歯への手続きに鑑み、なるべく11月末日までをお願い申し上げます。

なお、免除事由が2年度分以上続く場合は1年度分毎に毎年会費免除申請を行う必要がありますので、昨年度の会費免除該当者であっても今年度改めての申請をお願いいたします。

### 記

#### 出産・育児で就業制限された女性会員

提出書類：日本歯科医師会会費免除申請書、新生児の戸籍抄本、印鑑登録証明書

#### 傷病により会費納入が極めて困難な会員

提出書類：日本歯科医師会会費免除申請書、診断書、課税証明書、印鑑登録証明書、その他日歯が必要書類として指示するもの（確定申告書など）

（\*戸籍抄本、印鑑登録証明書、課税証明書は日歯受理日から遡り3ヶ月以内に発行された原本の提出をお願い致します。）